社会福祉法人むべの里 むべの里養護老人ホーム博愛園

介護予防特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

当施設は、利用者に対して指定介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)サービスを提供します。 施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明します。 ※本重要事項説明書は、2025年4月1日時点での説明書であり、今後変更することもあります。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人むべの里光栄
事業者の所在地	山口県宇部市川添1丁目2番5号
代表者(職名・氏名)	理事長 隅田 典代
設立年月日	1995年3月30日
電話番号	0836-52-7797

2. 施設の概要

施設の名称	むべの里養護老人ホーム博愛園
施設の所在地	山口県宇部市東芝中町3-5
管理者の氏名	吉野 千景
電話番号	0836-21-5243
指定年月日(指定有効期限)	2007年4月1日(2019年4月1日~2025年3月31日)
事業所番号	3570201834
利用定員	70名
設備の概要	個室:70室、食堂、集会室、浴室、医務室、調理室、洗濯室、汚物処理室、介護
(短期入所生活介護を含む)	材料室、事務室、便所

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	地域に開かれた老人福祉を実践することを目的としています。
	・「お客様こそ主人公」を原点に、優しさと思いやりの心、常に明るい笑顔でお客
運営方針	様に接します。
建 岛刀亚□	・「住民こそ主人公」の理念から、老後を誰もが安心して暮せる街づくり、住民ニ
	ーズに応えシルバーサービスの拡充へ奮闘します。

4. 施設の職員体制

従業者の職種	員数	従業者の職種	員数
管理者	1名	生活相談員	1名以上
計画作成担当者	1名以上	介護職員	10名以上

5. 提供するサービスの内容

	項目	サービス内容		
	介護予防特定施設 入居者生活介護 サービス計画の作成	 ・利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画 (以下「サービス計画」という。)を作成します。 ・サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。また、利用者の同意を得たときは、サービス計画書を利用者に交付します。 ・サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 		
日常生活	食事の提供及び介助	介助が必要な利用者に対して、サービス計画に基づき、事業所が委託する指定 居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。)により食事介 助をします。 (食事時間)朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 17:30~18:30		
上の	入浴の提供及び介助	介助が必要な利用者に対して、サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により入浴介助を行います。		
世	掃除・洗濯・更衣・排	介助が必要な利用者に対して、サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業		
話	泄等の自立を促す援助	者により清潔を保持するための状況に応じた援助を行います。		
レクリエーション・行事等 日常的なレクリエーション・機能訓練の実施、敬老会等の行事を行い		日常的なレクリエーション・機能訓練の実施、敬老会等の行事を行います。		

6. 利用料金

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

- (1) 介護予防特定施設入居者生活介護の利用料(外部サービス利用型)
- ①事業者が実施するサービス部分

(基本利用料)外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費・要支援1又は2・1日あたり

基本利用料	自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
570 円	57 円	114 円	171 円

- ②事業者が委託した受託居宅サービス事業者が提供する介護サービス部分
 - (ア) 通所型サービス

(基本利用料) 1月あたり

利用者の要支援度	基本利用料	自己負担1割の場合	自己負担2割の場合	自己負担3割の場合
要支援1	14,900 円	1,490 円	2,980 円	4,470 円
要支援2	30, 540 円	3,054 円	6, 108 円	9, 162 円

(イ) 訪問型サービス

(基本利用料) 1月あたり

 利用者の要支援度	 基本利用料	自己負担	自己負担	自己負担
利用有の安义援及	基个们用的	1割の場合	2割の場合	3割の場合
要支援1・2(週1回程度)	10,550円	1,055円	2,110円	3, 165 円
要支援1・2(週2回程度)	21,080 円	2,108円	4, 216 円	6,324 円
要支援2(週2回を超える程度)	33, 440 円	3,344 円	6,688 円	10,032円

(ウ) 介護予防訪問看護 (病院又は診療所の場合)

(基本利用料) 1回あたり

1 1 1 1 1	たりの記事は関	甘→ -←11田水1	自己負担	自己負担	自己負担
1 四次	1回あたりの所要時間 基本利用		1割の場合	2割の場合	3割の場合
20 八七津	看護師の場合	2,300 円	230 円	460 円	690 円
20 分未満	准看護師の場合	2,070 円	207 円	414 円	621 円
	30 分未満	3,440 円	344 円	688 円	1,032円
30 分	以上1時間未満	4,980 円	498 円	996 円	1,494 円
1 時間以	上1時間30分未満	7, 330 円	733 円	1,466 円	2, 199 円

<受託居宅サービス事業者>

当事業所が委託する指定居宅サービス事業者の名称及び所在地は、下記のとおりです。

サービス	名 称	所在地
通所型サービス	むべの里デイサービスセンター東芝中	山口県宇部市東芝中町 3-27
通所型サービス	むべの里デイサービスセンターはぎわら	山口県宇部市今村北5丁目10-38
訪問型サービス	むべの里訪問介護事業所東芝中	山口県宇部市東芝中町 3-26
介護予防訪問看護	かわぞえクリニック	山口県宇部市川添1丁目2-5

③加算等

以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

			加算額			
加算の種類	加算の要件	利用料	自己負担 1割の場合	自己負担 2割の場合	自己負担 3割の場合	
サービス提供 体制加算(II)	当該加算の体制・人員要件を満た す場合 (1 日につき)	180 円	18円	36 円	54 円	
介護職員等 処遇改善加算 (I)	当該加算の算定要件を満たす場合			ト金の 12.8% ト種加算減算)		

- ※①、②及び③を合計したものが、介護予防特定施設入居者生活介護費となります。
- ※上記の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの利用料も自動的に改定されます。その場合は、新しい利用料を書面でお知らせします。

(2) その他の費用

種類	利用料
事務費	市町村の定めるところによる
生活費	市町村の定めるところによる
理美容代	実費
おむつ代	実費
日常生活において通常必要となる経費であって 利用者負担が適当と認められるもの	実費

(3) 支払い方法

上記の利用料は、1か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払い下さい。

支払い方法	支払い要件等
現金払い	サービスを利用した月の翌月末日までに、現金でお支払い下さい。
振り込み	サービスを利用した月の翌月末日までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込み下さい。 西中国信用金庫 西宇部支店 (口座名義) 社会福祉法人むべの里 理事長 隅田典代 (口座番号) 普通口座 0109334
口座振替	利用できる金融機関: 西中国信用金庫

7. 協力医療機関

医療を必要とする場合は、利用者の希望により下記医療機関において診療を受けることができます。(ただし下記 医療機関での優先的な診療・入院治療等を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療 を義務づけるものでもありません。)

医療機関名	所在地	診療科
宇部協立病院	山口県宇部市五十目山町 16-23	内科、外科、整形外科、精神科
協立歯科	山口県宇部市五十目山町 16-42	歯科

8. 契約の解除について

当施設との契約期間は契約書の通りです。以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了します。

- ①利用者が死亡した場合
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥利用者から解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業者から解除の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- (1) 利用者からの申し出により契約を解除する場合

契約の有効期間であっても、利用者から契約の解除を申し出ることができます。その場合には、解除を希望する 日の7日前までに申し出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②当施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③利用者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく、本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により、利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信 行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が、利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合
 - (2) 事業者からの申し出により契約を解除する場合
 - 以下の事項に該当する場合には、当施設から契約を解除させていただくことがあります。
- ①利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を 行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者によるサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、1ヶ月間の催告にもかかわらず、これが支払われない場合
- ③利用者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、また著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがある、又は、利用者が重大な自傷行為を行うなど、この契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤利用者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき
- ⑥利用者が感染症等の疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
- ⑦利用者の身体、精神及び疾患等の状態変化により、事業者において通常想定される対応の範囲を超える介護・医療等の行為が必要とされるとき
- ⑧利用者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑨利用者が介護保険施設に入所した場合

9. 残置物引取等

契約終了後、残された利用者の残置物は、代理人に引き取っていただきます。引渡しにかかる費用が発生した場合は、利用者又は代理人にご負担いただきます。また、当施設において処分した場合、その処分費用については、利用者又は代理人のご負担とさせていただきます。

10. 苦情相談窓口

(1) 当施設が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。

	(担当者) むべの里養護老人ホーム博愛園 管理者 吉野 千景
施設相談窓口	(受付時間)月曜日~金曜日 8:30~17:30 (電話番号)0836-21-5243
	また、苦情受付ボックスを玄関受付に設置しています。
第三者委員	・梅野 憲造 (住所)山口県宇部市大字際波 412-18 (電話番号) 0836-41-4912
	・吉村 明子 (住所) 熊本県合志市福原 2922 (電話番号) 096-285-9981

(2) 苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

宇部市	所在地 山口県宇部市常盤町1丁目7番1号 電話番号 0836-34-8396
介護保険課	受付時間 8:30~17:15 受付日 月曜日~金曜日(祝日を除く)
山口県国民健康保険団体連合会	所在地 山口県山口市大字朝田 1980 番地の 7 電話番号 083-995-1010
介護サービス苦情相談窓口	受付時間 9:00~17:00 受付日 月曜日~金曜日(祝日を除く)
山口県社会福祉協議会	所在地 山口県山口市大手町 9-6 電話番号 083-924-2837
福祉サービス運営適正化委員会	受付時間 9:00~17:00 受付日 月曜日~金曜日(祝日を除く)

11. 事故発生時の対応

利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族へ連絡するとともに、関係市町等と連携し、必要な措置を講ずるものとします。

12. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ 連絡を行う等、必要な措置を講じます。

13. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え必要な設備を備えるとともに、関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従事者等の訓練を行います。

14. 身体拘束の禁止について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために「緊急やむを得ない場合」を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態、日時、その際の利用者の心身の状況、又は緊急やむを得なかった事由を記録し、保存します。

15. 虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
①虐待防止に関する担当者を選定しています。

- ②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③虐待防止のための指針の整備をしています。
- ④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けた と思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 衛生管理

- (1) 施設は従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ①施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催する とともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 個人情報の利用、秘密保持

当施設は契約書に基づき守秘義務を守ります。つきましては利用者及びその家族の個人情報を以下に記載する目的においてのみ利用することに同意をお願いします。

- (1) 利用目的
- ①利用者に係る介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画を立案するためのサービス担当者会議での情報提供
- ②介護支援専門員、地域包括支援センター、介護サービス事業所、市町村、医療機関等との連絡調整での情報提供
- ③介護保険事務における審査支払機関へのレセプトの提出
- ④損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出
 - (2) 利用にあたっての条件
- ①個人情報の提供は、上記に記載する利用目的の範囲内で、関係者以外に漏れることの無い様に細心の注意を払う
- ②個人情報を使用した相手方や内容について記録し請求があれば開示する
 - (3) 利用する期間

本契約書に定めているサービス契約期間に準ずる

19. 施設利用時の留意事項

1 3. 加西文作引用1907日	当心于久
	来訪者は面会時間を遵守し、職員に届け出て下さい。風邪やその他の感染症もしくはその
来訪・面会	疑いがある場合は、面会をご遠慮下さい。また、来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得
	て下さい。
外出・外泊	外出・外泊される際は、所定の届出書により、行き先、入退所時間等を申し出て下さい。
施設設備等の	施設設備、備品等は本来の用法でご利用下さい。故意に、又はわずかな注意を払えば避けら
利用	れたにもかかわらず、施設設備を壊す又は汚した場合には、利用者に自己負担により原状
个小力	に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。
居室の変更	利用者の心身等の状況により、居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族
后至00多史	と協議し決定するものとします。
足字 。の	利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合に
居室への	は、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、そ
立ち入り	の場合、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
1477/11 名公正	施設内の喫煙場所以外での喫煙はできません。また、たばことライターは防災管理上、事業
喫煙・飲酒	所でお預かりさせていただきます。飲酒は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音の発生等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者
上	の居室等に立ち入らないようにして下さい。
持ち込みの	入所にあたり、タンス等の大型の家具、家電及び刃物類等の危険物、火器類(マッチ、ライ
制限	ター等) の居室への持ち込みはできません。
貴重品・	貴重品や現金の持ち込みはご遠慮下さい。盗難・紛失等に関して、事業所は一切の責任は負
現金等の管理	いません。
宗教・政治・	施設内でサービス従事者及び他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、
営利活動	営利活動を行うことはできません。
動物飼育	施設内への動物の持ち込み及び飼育はできません。
関係機関等への	事前に入所希望者の心身等の状況を担当介護支援専門員、医療機関、介護サービス事業所
情報照会	等へ情報を照会することについて、利用者又は家族の協力及び同意をお願いします。

指定介護予防特定施設入居者生活介護サー	ビスの開始にあたり、	利用者に対して本書面	jに基づいて	て重要な
事項を説明しました。				

	施設名	むべの里養護老人ホーム博愛園	
	説明者職名		
	説明者氏名		
		説明を受け、指定介護予防特定施設入居者生活介護サー1 への情報照会について、同意します。	ビス
	氏名		
(代理人) 私は、本人に代わり、上記署名を行	行いました。		
	氏名		
	続柄		